

現場代理人及び主任技術者、監理技術者の緩和措置について(複数工事における兼任要件)

藤岡市	
現場代理人	<p>いずれも藤岡市が発注した工事(当初設計金額が130万円を超えるもの)であって、</p> <p>①現場が特定できる請負金額3500万円未満の工事は、2件まで兼任可。</p> <p>※現場が特定されない管内一円工事(維持工事等)は、件数に含まない。</p> <p>②現場が特定できる請負金額3500万円以上の工事は、下記要件を全て満たした場合2件まで兼任可。</p> <p>1) 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること</p> <p>2) それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限る。)</p>
主任技術者	<p>いずれも藤岡市が発注した工事(当初設計金額が130万円を超えるもの)であって、</p> <p>①専任を要しない工事は、3件まで兼任可。</p> <p>※現場が特定されない管内一円工事(維持工事等)は、件数に含まない。</p> <p>②専任を要する工事は、下記要件を全て満たした場合2件まで兼任可。</p> <p>1) 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること</p> <p>2) それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限る。)</p>
監理技術者	<p>いずれも藤岡市が発注した工事(当初設計金額が130万円を超えるもの)であって、</p> <p>①監理技術者の専任特例により、複数工事を「一つの工事」とみなして管理運営することができる工事(下記要件を全て満たすこと)については、2件まで兼任可。</p> <p>1) 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること</p> <p>2) それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限る。)</p>

適用時期: 平成30年4月以降の入札案件から適用

※適用時点で既に契約・着工している工事についても、同様に適用します。